

## 放送コンテンツの DRM に関する人格的な権利と 経済的な権利との整合性について

児玉 晴男<sup>†</sup>

† メディア教育開発センター研究開発部 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 2-12

E-mail: † kodama@nime.ac.jp

あらまし 放送コンテンツのインターネット配信をすすめるうえで、デジタル権利管理(Digital Rights Management : DRM)システムが重要になる。ここで、放送コンテンツのインターネット配信を促進するうえで、著作権の問題とプライバシーの問題が障害になっている。そこで、放送コンテンツの構造を分析した後に、DRM の権利 (Rights) のできるだけ多くの対象を見出して、人格的な権利と経済的な権利との相互の関係を見出さなければならない。本稿は、欧米と東アジアの著作権制度を考慮して、放送コンテンツのインターネット配信を促進するうえの DRM の権利 (Rights) の相互の関係について検討する。

キーワード 放送コンテンツ、デジタル権利管理、著作権、人格権、著作隣接権

## Consistency between Moral Rights and Economic Rights in Digital Rights Management of Webcasting Contents

Haruo KODAMA<sup>†</sup>

† R & D Division, National Institute of Multimedia Education 2-12 Wakaba, Mihamaku, Chiba, 261-0014 Japan

E-mail: † kodama@nime.ac.jp

**Abstract** It is necessary to construct Digital Rights Management(DRM) systems to promote webcasting contents. There are problems of copyrights and privacy on promoting webcasting contents. Therefore, one must extract the Rights of DRM after analyzing the structure of contents, and examine the relations between moral rights and economic rights. This paper examines the relations between the Rights of DRM in consideration of the copyright systems of EU-U.S.A. and East Asia.

**Keyword** Webcasting Contents, Digital Rights Management, copyrights, moral rights, neighboring rights

### 1. まえがき

放送アーカイブの構築は、「e-Japan 戦略 II」の先導的取り組み(5.知)でも取上げられる重要な情報政策になっている<sup>[1]</sup>。この放送アーカイブを活用した放送コンテンツのインターネット配信をすすめるうえで、デジタル権利管理(Digital Rights Management: DRM)システムが重要になる<sup>[2]</sup>。この DRM の権利 (Rights) とは、著作権 (copyrights) をさしていよう。また、たとえ DRM の対象とする権利 (Rights) について著作者人格権と著作隣接権に言及しているにしても、その検討は著作権にとどまっている<sup>[3]</sup>。ここで強調すべきことは、著作権 (copyrights) のような単純な翻訳の関係が成り立っているとはいえないことである。

放送コンテンツのインターネット配信を促進するうえで、著作権の問題とプライバシーの問題が障害になっている。それらの問題は、著作権、すなわち著作者の経済的な権利とは別の問題として、著作者の人格的な権利の著作者人格権および肖像権に関するものがある。放送コンテンツのインターネット配信における

著作権とプライバシーに関する問題に対して、権利管理の対象が経済的な権利の著作権にあるとしても、その権利が人格的な権利との相互の関係から明確にしておくことが DRM の権利 (Rights) においても有効であろう。

その課題の解決は、DRM の権利 (Rights) の中に、著作権等の権利とプライバシーの権利との間に合理的な相互の関係を見いだすことになる。本稿は、訪米と東アジアの著作権制度を踏まえて、放送コンテンツのインターネット配信をすすめていくための DRM の権利 (Rights) の相互の関係について検討する。

### 2. 放送コンテンツのインターネット配信に関する課題

「e-Japan 戦略 II」では、放送アーカイブとともに出版アーカイブが多様なコンテンツの提供の例示にかけられている。ここで、放送コンテンツの広義のとらえ方として、放送アーカイブと出版アーカイブが融合した形態が想定できる。この点から、放送と通信とが

融合したメディア融合環境が形成される中の放送コンテンツのビジネスモデルの一例として、放送大学教材（放送番組教材、印刷教材）のアーカイブによる放送コンテンツのインターネット配信があげられよう。放送大学が保有・管理する印刷教材、放送番組教材の二次利用は、放送（出版）アーカイブ活用として実効性があり、その多様な提供が可能である。ただし、アーカイブの利用に関して、既存のコンテンツの二次利用に関する権利処理が複雑になっている<sup>[4]</sup>。

そして、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GPプログラム）」「アーカイブ活用による双方向型遠隔教育」（平成16-18年度、申請機関：放送大学）（放送大学現代GPプロジェクト）は、その実施プランに対して、放送大学の放送番組教材と印刷教材のそれぞれの権利処理をあげている。放送番組教材については、NHK等素材の二次使用（インターネット配信）の権利処理、主任講師（客員教員）、担当講師、その他出演者に対しての著作権料・出演料、肖像権に関する対応が必要になっている。また、印刷教材については、放送大学、講師、放送大学教育振興会、国立印刷局との間における印刷教材の製作に関する権利の関係からの対応が必要になる。放送番組教材に関しては、プライバシーや肖像に関する権利の対応によっては、アーカイブやその利活用がすすめられない情況がある。

ところで、韓国放送通信大学では、放送番組教材の権利の帰属は大学にある。韓国放送通信大学の場合も、従来の放送番組教材と違って、著作権使用の費用が大きく、放送コンテンツ作成の費用の増加を避けるために、著作権に関わらない方法を講じているとされる。すなわち、デザイナーを雇用して、利用するコンテンツを描くなどの方法を利用している。また、放送番組教材の肖像に関するプライバシー対応としては、動画はアニメーションにすることによって、できるだけ回避している。なお、2007年に、放送番組教材の9科目がインターネット上で提供されている。ただし、国際標準への対応と著作権についての規定などは確立されていない状況である。また、中央広播電子大学では、教員が製作した放送番組教材に関しては教員に著作権があり、たとえば国家が他の目的に利用するときは国家が著作権の利用権を有することになる。ここで、放送コンテンツは、教員と大学の両者が権利を有するか、教員が著作権者で大学が隣接権者として権利を有するものとなることが推定される。なお、放送コンテンツで利用される写真等は、国家が権利を保有しているものが利用される。

ここで、著作権法界には、二つの法理（author's right approachとcopyright approach）が存在する。その

大きな違いは、次のようなになる。前者は、著作者の権利として放送コンテンツをとらえて、放送コンテンツを伝達する権利として著作隣接権者（実演家、レコード制作者、放送事業者、有線放送事業者）の権利が考慮される。ここで、著作権の支分権の公衆送信権には、放送権と有線放送権および自動公衆送信権がある。ところが、放送権と有線放送権に対応する著作隣接権者の権利に放送事業者の権利、有線放送事業者の権利が明文の規定を有しているが、自動公衆送信権に対応する自動公衆送信事業者の権利の規定はない。また、中国著作権法では、著作権の支分権に発行権があり、それとの対応として著作隣接権者の権利に圖書出版者の権利がある。また、copyrightアプローチの考えは著作権（copyrights）が主であり、隣接権は存在しない。日本、韓国、中国における著作権制度の法理は、著作権法界に存在する二つの法理が相互に関連する性質をもち、三つのパターンを派生させているといってよいだろう。それは、漢字表記で著作者の権利と著作権に内包される人格的な権利と経済的な権利との間の関係になっている。ここに、DRMの権利（Rights）は、図1に示すような相互の権利の関係が対象になる。

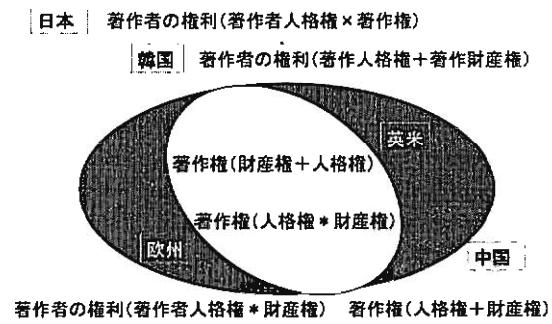


図1 著作権制度の中の人格的な権利と経済的な権利との相互の関係

放送大学教材のアーカイブにあたっての権利処理の問題点として、放送番組教材の放送から通信へという放送コンテンツのインターネット配信への転換に関する対応と、権利処理の対象となる印刷教材の素材と権利者との関係の複雑さがあげられている。なお、放送番組教材は公表から4年経過以降の放送をしないこととし、印刷教材は発行から4年経過以降に放送大学教育振興会とは別の出版社から出版ができるという契約内容を有している。ここに、放送大学教材のアーカイブ、さらに放送コンテンツのインターネット配信にあたっての再契約が複雑になり、権利処理の政策的な

見地から、それを回避するためにあらかじめインターネット配信の許諾を得るという定型の方向づけに戻ってしまうことになる<sup>[5]</sup>。

### 3. 放送コンテンツの構造とインターネット配信の形態

放送大学教材アーカイブを活用する放送コンテンツのインターネット配信の形態は、放送大学の印刷教材（テキスト）・テレビ番組（映像）・ラジオ番組（音声）を融合し、あわせて DRM に配慮したビジネスモデルを想定している。この放送コンテンツの構造は、放送大学の印刷教材をベースに放送番組教材とキーワード（目次、索引、放送番組シナリオ）でリンクさせた学習コンテンツのプロトタイプになろう<sup>[6]</sup>。

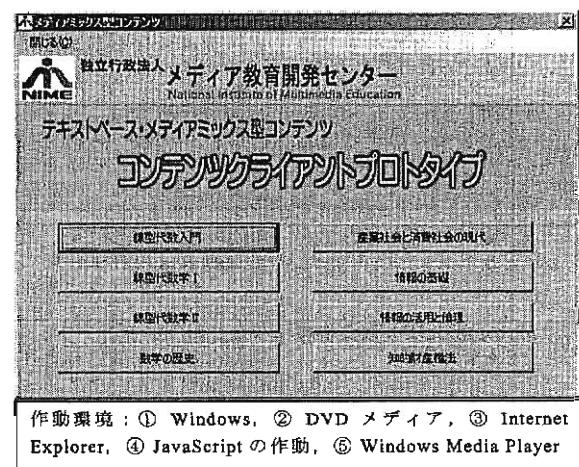
この放送コンテンツのプロトタイプは、次のような構成になる。

- (1) 全体の表示システムの構成は、「章構成エリア」、「索引・シナリオエリア」、「動画エリア」、「参考情報エリア」の学習画面からなる（図 2(a)）。
- (2) 学習画面は、本表示システムの起動後に、講義科目が表示された画面から入る（図 2(b)）。
- (3) 図 2(b)の講義科目のうち学習しようとする講義科目をクリックすると、「章構成エリア」に章リストが表示される。
- (4) 章リストの中から学習したい章をクリックすると、まずははじめに、動画・音声ファイルのダウンロードがなされる。そして、選択した章ごとに、「索引・シナリオエリア」に選択章の節項と索引項目が表示される（図 2(c)）。索引は節項と結びつけられており、その節項の重要キーワードを一目で確認できる。
- (5) 学習シナリオ（節項）に従って学習を進めることができるほか、索引により学習したい箇所へ速やかにジャンプさせることができる。節項または索引をクリックすると、対応する「動画エリア」に放送番組教材と「テキストエリア」に印刷教材が表示される。
- (6) 「参考情報エリア」の NIME-glad (Gateway to Learning for Ability Development : 能力開発学習ゲートウェイ) をクリックすると、「インタラクティブエリア」から学習資源に関する参照情報を調べることができる。

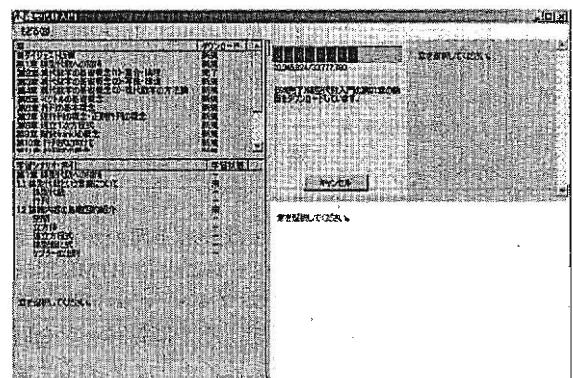
この表示システムは、たとえば 45 分の放送番組教材をダイジェスト版として表示することによって、学習時間に合わせた利用法をとることができる。



(a)



(b)



(c)

図 2 放送大学教材アーカイブを活用する印刷教材と放送番組教材とをリンクさせた放送コンテンツの表示例

放送コンテンツでは、既存の放送番組教材と印刷教材をメディアミックス（合成）して1つのコンテンツとして簡便に有効活用することを想定している。この放送コンテンツが完成するまでの流れは、以下のようにになる。

手順	作業項目	概要
1	放送番組教材と印刷教材のチェック	放送番組教材と印刷教材をメディアミックス（合成）にするためにそれらの対応関係をチェックし、ミックス可能かどうかを判定する。
2	印刷教材を1ページごとにHTMLファイルとして構成する（各ページは画像、PDFファイルでも可）	この工程では印刷教材をワープロやpptにし直したもの、または印刷教材をスキャナで取り込んで画像やPDF化する。
3	放送番組教材を章単位ごとに再編集する。	放送番組教材を章ごとに1ファイルになるように分割する。
4	印刷教材の1ページごとに対応する動画の再生時間を調べる。	印刷教材の各ページが動画の何分何秒から何分何秒に対応しているかを調べることで連動した放送コンテンツとなる。
5	権利管理情報を調べる。	印刷教材1ページごと、放送番組教材の再生時間ごとに権利処理情報をチェックする。
6	DRMにより収集情報を管理する。	手順2および手順3で再編集した放送番組教材と印刷教材のファイルリストと手順4および手順5で収集したコンテンツ情報をシステムに登録し放送コンテンツを構成する。
7	DRMにより放送コンテンツのインターネット配信リストを作成する	配信に必要となるコンテンツ配信リスト（システムが使用する）を出力する。
8	放送コンテンツのインターネット配信リストと再編集した放送コンテンツ本体および閲覧用専用クライアントソフトを組み合わせる	教材単位で1つのフォルダにこれらを入れてインターネット配信用の媒体に掲載し配信する。

上記の工程で手順2～手順3は最も手間のかかる手作業となるが、印刷教材を1ページごとにHTML形式にするためには、あらかじめフォーマットとなるHTMLファイルを作成しておき、そこに各ページを画像やPDFで取り込んでおいたファイルとリンクさせることで専門的な知識を必要とすることなく容易に作成できる。一方、放送番組教材を章ごとに分割するためには、市販の動画編集ソフトウェアを用いて章単位でファイルを分けて保存するだけの作業となる。

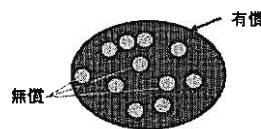
手順4は放送番組教材全編と印刷教材の全ページを

詳しく見ながらそれらの対応を調べる手作業となるが、この作業は専門的な知識は必要なく放送番組教材と印刷教材の対応関係を判定できる人であれば誰でも行える工程となる。この工程は、オープンソースのLMSのMoodleによって効率的に実施できる。

なお、上記の放送コンテンツには、権利が複雑に絡んだ放送コンテンツの権利管理情報を管理し、著作権処理が済んだかどうかを把握するツールが必要である。原則として、著作権処理がすべて済んだもののみが放送コンテンツの利用者に提供され、放送コンテンツの利用者は放送コンテンツの提供者に利用料を支払うだけとなる。ただし、放送コンテンツの提供者と著作権等管理事業者や著作権者との間で調整困難な内容については、放送コンテンツの利用者に直接表示や案内を行うようなことも必要になる。DRMにより権利管理情報が把握された放送コンテンツは、インターネット配信時には権利管理情報および放送コンテンツの利用者の利用情報が受信できるような仕組みを埋め込む必要がある。

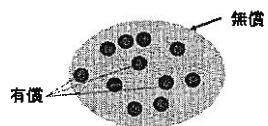
ところで、この放送コンテンツの構造は、その権利の関係から見れば、放送コンテンツの全体と部分との関係から図3のようになろう。このことから言えることは、放送コンテンツの構造は、著作権の保護と著作権の制限の関係を有する。そして、現実の問題として、放送アーカイブの商業的なサービスと公共的なサービスの展開の中で、著作権とプライバシーや人権に対する侵害を防ぐ仕組みの確立が求められることがある<sup>[7]</sup>。

有償(全体)と無償(部分)の関係



(a) 放送コンテンツの構造1

無償(全体)と有償(部分)の関係



(b) 放送コンテンツの構造2

図3 放送コンテンツの権利の関係からの構造モデル

#### 4. 放送コンテンツの形態とDRMの権利の関係

放送コンテンツは、放送アーカイブ自体のストリーミングやオンデマンドコンテンツの提供に留まらない。放送と通信が融合したメディア融合環境において、放

送コンテンツの新しい形態とビジネスモデルがつくられてこよう。ここに、放送コンテンツの DRM の権利 (Rights) の対応関係について、明確にしておく必要がある。

なお、著作権制度に関しては、著作権法制の全体的な「構造」の単純化、「権利」に関する規定の単純化、「権利制限」に関する規定の単純化について着手していくとともに、今後ともこの問題について検討していくことが適当とされている<sup>[8]</sup>。したがって、DRM の権利に関して、単純化が指向される。

#### 4.1. 放送コンテンツの DRM の経済的な権利の関係

放送コンテンツの権利の関係からいえることは、放送コンテンツが共同著作としてみなされるとき、著作権法において共同著作物が複数の著作者の渾然一体化を認めるとしても、

- 1) 共同著作者間の関係、
- 2) 映画の著作物のように共同著作物の全体の中で部分的な対応関係が共同著作者の間で一対一に特定、
- 3) 法人が著作者

の 3 パターンに分けうる。

そして、図 3 の別の見方から言えば、放送コンテンツは、編集著作物（データベースの著作物）に対する全体的な権利（経済的な権利）とそこに含まれる素材の部分的な権利（経済的な権利）からなっているといえる。

また、放送コンテンツは、伝達される対象物になる。そして、放送コンテンツのインターネット配信（ウェブキャスティング）の国際的な法的保護は、確定していない。また、ここで、放送コンテンツは、著作物の創作に留まるものではなく、公表（出版（発行））される対象である。したがって、放送コンテンツの権利の帰属は、放送コンテンツ自体を検討すればすむわけではない。すなわち、放送コンテンツの伝達や製作に関する検討も加える必要がある（著作権法 1 条、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律 2 条）。これは、放送コンテンツの伝達と公表（出版（発行））にあたって、放送コンテンツの DRM の権利 (Rights) の対応関係を明確にするためである。

わが国における放送コンテンツの権利の帰属が大学および/または教員という表記は、その関係が著作権の譲渡、さらに著作権と著作隣接権との関係など、権利の帰属の内容が一義的に特定しえない問題を内包する。したがって、権利の帰属が大学および/または教員という表記には、著作権の譲渡および著作隣接権の自動公衆送信への拡張の関係から、広義にとらえておく必要がある。ここに、印刷教材の放送大学・教員・放送大学教育振興会・国立印刷局との関係、放送番組教

材の放送大学・教員・メディア教育開発センター、NHK エデュケーションとの関係を踏まえた、放送コンテンツのインターネット配信に関する権利の帰属は、図 4 のような関係でモデル化しえよう。

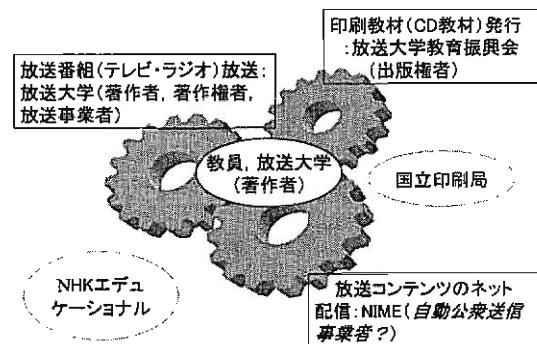


図 4 放送コンテンツの DRM の権利 (Rights) の対象とその相互の関係

#### 4.2. 放送コンテンツの DRM の人格的な権利の関係

放送コンテンツの DRM の想定している権利 (Rights) の対象は放送コンテンツの経済的な権利にあり、放送コンテンツの人格的な権利との関係は放送コンテンツの DRM においては想定外といいう。放送コンテンツの経済的な権利の関係の複雑化は、放送コンテンツの人格的な権利との関係から放送コンテンツの権利の帰属をとらえ直すことが DRM の権利 (Rights) の対象を単純化させることにもなろう。

放送コンテンツのインターネット配信が経済的な権利において課題解決がなされたとしても、人格的な権利の課題解決が残される。放送コンテンツのインターネット配信の障害としての肖像権は人格的な権利であり、プライバシーの権利といえる。放送コンテンツのインターネット配信を促進するためには、図 4 のような放送コンテンツの公開・非公開を前提にする人格的な権利と経済的な権利との相互の関係を考慮しなければならない。

著作権法のとらえ方は、コンテンツの著作者の保護から見るのか、著作物（複製物）として見るのかで異なる。それらが author's right アプローチおよび copyright アプローチとよばれるものであり、人格的な権利のとらえ方の差異になる。さらに、著作者の人格的な権利と著作者の経済的な権利との関係は、一元論をとるのか二元論をとるのかで異なる。

この日米欧における著作権 (copyright) の構図は、東アジアにおける日中韓の法制度に変形した著作権

(copyright) の構図として見ることができる（図 4 参照）。

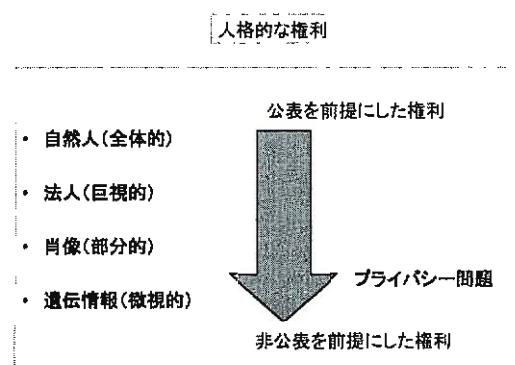


図 4 放送コンテンツの人格的な権利の性質

## 5.まとめと今後の課題

放送コンテンツのインターネット配信に関する DRM を考えるとき、その権利 (Rights) の対象は、著作権だけでなく、著作者人格権、出版権、実演家人格権、著作隣接権についても考慮しなければならない（図 5）。それは、著作権の帰属に関して、著作者、著作権者、著作権等管理事業者において違いがなくとも、著作者人格権に関しては整合性がないからである。ここに、放送コンテンツのインターネット配信に関する DRM は、著作権と公開を前提の著作者人格権（実演家人格権）の相互の関係から、非公開を前提の肖像・プライバシーに関して包括的にとらえる必要がある。

また、放送コンテンツは、映画の著作物のような著作権等の権利の帰属によって、著作権の制限と著作権の保護とが協調する権利処理のもとになされることに合理性が見いだせよう。

## 謝 辞

本論文の調査研究に関しては、放送文化基金助成「放送コンテンツのインターネット配信に関する著作権とプライバシーの相関問題の研究」（平成 18 年度、研究代表者：児玉晴男）によっている。

## 文 献

- [1] IT 戦略本部, e-Japan 戦略 II, pp.18-128, 2003.
  - [2] 独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター「情報と社会」研究開発領域計画型研究開発、「高度情報社会の脆弱性の解明と解決成果報告書」, pp.105-128, 2007.
  - [3] 独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター「情報と社会」研究開発領域計画型研究開発・DRM ワーキンググループ, DRM ワーキンググループ成果報告書, pp.207-208, 2008.
  - [4] 放送大学学園, デジタル情報に係る著作権処理に関する基礎的調査研究報告書, p.65, 2004.
  - [5] 放送大学, 「現代的ニーズ取組支援プログラム アーカイブス活用による双方型遠隔教育」報告書, pp.84-85, 2007.
  - [6] 児玉晴男, 放送大学教育振興会研究助成「放送大学教材のアーカイブスの利活用に関する実証的な研究」（平成 17-18 年度）報告書, 2006, 2007.
  - [7] 長井暁, 世界の映像アーカイブの現状と課題, 放送研究と調査, 58巻, 3号, pp.46-59, 2008.
- 文化審議会著作権分科会, 文化審議会著作権分科会報告書, p.16, 2004.

## 著作物の伝達と著作権の支分権の単純化

著作物の複製に関する権利 複製権(出版権)
著作物の送信に関する権利 上演権 演奏権 上映権 公衆送信権(放送権、有線放送権、自動公衆送信権)伝達権口述権 展示権 頒布権 謲渡権 貸与権、輸入権
著作物の派生に関する権利 二次的著作物の作成に関する権利(翻訳権、編曲権、変形権、翻案権) 二次的著作物の利用に関する権利
人格権(著作者と実演家)

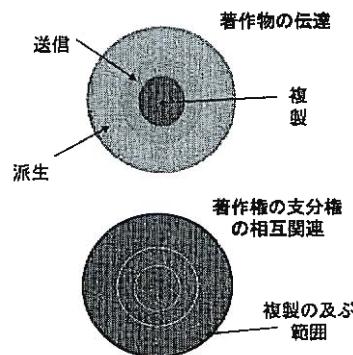


図 5 放送コンテンツの DRM の権利(Rights)の対象の相互の関係